

豊商工第135号
令和7年6月5日

豊見城市商工会会員 各位

豊見城市商工会
会長 上原 直彦

公印
省略

令和7年度 健康維持増進支援事業の実施について

謹啓 時下、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より商工会事業に対し、ご理解ご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、小規模企業にとりまして事業主および従業員等の健康維持管理は、経営基盤の安定に大きな影響を与えることから、極めて重要な経営課題でもあります。

商工会では、毎年「健康維持増進支援事業」を実施し、会員事業所の健康維持増進の一助とさせて頂いており、本年度も総代会で事業予算措置についての承認を得たところであります。事業内容につきましては、会員事業所の事業主、役員および従業員を対象とした健康診断受診料（健康保険適用外）の一部助成をさせて頂きます。

つきましては、裏面「健康維持増進支援事業実施方法」をご参照くださり、会員各事業所の健康維持増進に本事業を活用して頂きますようご通知申し上げます。

なお、助成対象は令和7年12月19日(金)午後5時までに申請した事業所といたします。必要書類（様式1、様式2、受診料領収書の写し等）をすべて揃えてから申請下さいますようお願いいたします。

謹白

追 伸：医療機関の指定は特にごさいませんが、地域振興に寄与する観点から、出来得る限り市内医療機関をご利用下さい。

健康維持増進支援事業実施方法

1. 助成対象期間 令和 6 年 12 月 21 日(土)～令和 7 年 12 月 19 日(金)

備 考

令和 6 年 12 月 21 日以降に遡って適用されますので、既に受診された事業所については、早めに申請書等を提出してください。締切日は、令和 7 年 12 月 19 日(金)です。助成対象期間内にお支払いした健康診断受診料（健康保険適用外）が助成対象となります。

※健康診断は、病気の発見や健康状態のチェックを目的としているため健康保険は適用されません。健康保険が適用されている場合、確定申告の「医療費控除」対象となるため、助成対象外とさせていただきます。

2. 医 療 機 関 医療機関の指定は特にございませんが、地域振興の観点より可能な限り、市内医療機関をご利用下さい。

3. 対 象 企 業 全会員事業所

4. 内 容 一般健康診断を基準とし、助成金額は予算範囲内で、上限一人当たり 2,400 円、一事業所当たり 10,000 円とします。
(申込多数の場合は、予算の都合上、助成額に変動がございますので何卒ご了承ください。)

5. 申 請 方 法 様式 1、様式 2、受診料領収書等の写しを期日までに商工会へ提出
※名簿に記載している受診者の受診料金を確認しますので、インターネットバンキング等でお振込の際は、請求明細書等のご提出も宜しく願います。

6. 助成金交付日 令和 8 年 1 月末頃に申請書指定口座に振込予定